

神奈川県警察職員車両事故防止要綱の制定について

(平成4年4月1日例規第49号/神企発第1号/神装発第62号/神ら企発第141号/神指発第106号/神交指発第282号/神免発第129号/横企発第1号/川企発第1号)

改正 平成4年7月8日例規第74号神務発第938号神防発第528号神地一発第1号 平成6年3月30日例規第15号神企発第164号
平成7年3月24日例規第8号神務発第452号 平成13年12月3日例規第68号神監発第1327号
平成14年5月28日例規第35号神監発第608号 平成19年6月1日例規第23号神免発第333号神試発第156号神交総発第451号
平成22年3月30日例規第18号神務発第481号 平成28年3月1日例規第5号神監発第148号
平成29年3月10日例規第8号神免発第184号 平成31年3月26日例規第4号神務発第366号

各所属長あて 本部長

この度、みだしの要綱を制定し、平成4年4月1日から施行することとしたから、部下職員に周知徹底を図り、職員による車両事故の絶無を期するよう特段の努力を払われたい。

おって、神奈川県警察職員車両事故防止要綱の制定について(昭和59年3月15日神監発第108号)は、廃止する。

記

1 制定の趣旨

車両事故防止に努めることは警察職員として重要な責務の一つであることから、従来、神奈川県警察職員(以下「職員」という。)の車両事故防止については、神奈川県警察職員車両事故防止要綱(以下「旧要綱」という。)に基づき推進し、さらに時宜に応じた通達、内かん等による具体的な指示によりその趣旨の徹底を図り、職員による事故の防止に努めてきたところであるが、職務を離れた私行上のことについては、個人の判断で行動し、その結果については自ら全責任を負うという考え方に基づき、私有車両の運転抑止策をとらないこととしたこと、また神奈川県警察組織規程(昭和53年神奈川県警察本部訓令第5号)の改正に伴い関連規程を改正する必要性が生じたことから、旧要綱を全部改正し、新たに制定したものである。

2 改正の要点

- (1) 旧要綱中、私有車両の運転の抑制、ヘルメットの装着、座席ベルトの装着、車両借用の承認及び県外私事旅行時の指導を削除した。
- (2) 組織改正に伴い、車両事故防止責任者を置き体制を強化した。
- (3) 車両事故防止対策の効果的な推進のため、監察官室長の任務を規定した。
- (4) 所属長が行う特別教養の対象者を、必要と認められる者に限定した。
- (5) 車両事故の当事者となつた職員の所属長への報告のうち、軽微な物損事故を除外した。
- (6) 車両事故取扱所属長が速報、通報すべき事故を限定した。

- (7) 所属長が、所属職員にかかわる車両事故を認知したときに書面報告すべき事故を限定した。
- (8) 私有車両を保有したときの所属長への届出義務を訓示規定とした。
- (9) 職員の保険加入の励行について規定した。
- (10) 車両借用時の留意事項について規定した。
- (11) 職員が自動車運転免許を取得したときの所属長への届出を規定した。

3 解釈及び運用上の留意事項

(1) 用語の意義(第3条関係)

ア 警察車両とは、神奈川県警察が管理している車両のほか、他都道府県警察、地方公共団体及び民間人の所有する車両で、警察業務遂行のため借り上げた車両を総称する。

イ 私有車両とは、職員が保有している車両のほか、職員が実質的に使用しているものをいう。

ウ 車両事故とは、職員の車両の運行によって生じた人の死傷又は物の損壊をいい、勤務の内外を問わず加害事故、被害事故を含めた一切の交通事故をいう。

(2) 監察官室長の任務(第6条関係)

監察官室長は、車両事故防止対策を推進するため、必要があるときは、装備課長、警務課長、地域総務課長、交通総務課長、交通指導課長等関係所属長の専門的意見を聴取すること。また、重大な車両事故が発生した場合は、事故の直接的な原因はもとより、その背景についても調査を行い、その結果に基づき車両事故に関する所属長に対し、車両事故防止対策上必要な助言を行うこと。

(3) 所属長の任務(第7条関係)

所属長は、神奈川県警察職務倫理委員会設置要綱の制定について(平成12年9月8日 例規第35号、神監発第541号)に定める所属倫理委員会及び倫理研修班活動要綱の制定について(平成12年9月8日 例規第34号、神教発第869号)に定める倫理研修班活動を適正に運用することにより、実態に即した適切な対策を立て、車両事故防止対策を効果的に推進すること。

(4) 教養訓練等(第11条、第12条関係)

ア 所属長は、所属の運転免許所有者について、運転適性検査(ペーパー、機器)、運転技能訓練を計画的に実施し、職員の運転適性及び運転技能を把握して、その結果を平素の教養指導に効果的に活用すること。

イ 運転適性検査等確認票は、運転免許所有職員の実態を把握して車両事故防止に資することを目的としたものであることから、所属長は、単に資料化にとどめることなく、効果的に活用すること。

ウ 所属長は、車両事故を起こした職員のうち、必要と認められる者に対して、運転上の知識及び技能の向上又は欠陥の是正を図るため、安全運転管理者又は幹部の中から適任者を指定し、特別教養を行わせること。

(5) 運転上の心構え(第 14 条関係)

所属長は、車両事故防止の万全を期すため、車両事故防止五則、安全運転十訓及び留意事項を確実に実践させること。

(6) 自動二輪車等の運転時の遵守事項(第 16 条関係)

勤務中、自動二輪車及び原動機付自転車を運転するときは、道路交通法の定めにかかわらず、危険防止の見地から、2人乗り及び交通取締り用自動二輪車を除く車両の追跡を禁止したので遵守すること。また、降雨、風雪、路面凍結時の自動二輪車等の走行は、特にスリップしやすく、車両事故発生の危険性が高いため、所属幹部は、承認に当たっては、やむを得ない場合のほか抑制すること。

(7) 緊急運行時の措置(第 17 条関係)

ア 緊急運行は、重大事故又は殉職事案に発展する危険性が高いため、原則として通信指令官又は所属幹部(以下「通信指令官等」という。)から指令を受けた場合のほかしてはならないこととした。ただし、職員自らが、緊急運行の必要を認められた場合は、緊急運行に先き立ち、通信指令官等に報告し、承認を受けて行うことができることとしたので厳守すること。特に緊急を要し、通信指令官等の承認を受けるとまがないときは、緊急運行開始後、速やかに報告し、承認を受けることとした。これは、凶悪事件の被疑者を追跡する場合等、真にやむを得ない事由があるときの例外的な定めなので厳守すること。

イ 本条にいう所属幹部とは、警部以上の階級にある者をいう。ただし、休日、執務時間外等で不在の場合は、警部補が代わって指揮することができる。

ウ 通信指令官等は、事案の種別、規模、態様等を的確に判断し、緊急運行の指令又は承認を行うこと。指令又は承認に際しては、優先意識の排除、安全な速度の保持、危険箇所での一時停止の励行等、車両事故防止上必要な具体的指示をすること。

エ 緊急運行は、車両管理規程第 14 条第 1 項の規定により指定された運転者が行うこととした。これは、緊急運行を制限するものではなく、運転知識が豊富で、かつ、技能に優れた運転者に限定し、原則として運転専従員に行わせ、緊急運行による車両事故の防止を図る趣旨であるから厳守すること。

オ 交通取締り用自動二輪車を除き、単独で乗車しているときは、緊急運行を行ってはならないこととしたので厳守すること。

(8) 緊急運行上の留意事項(第 18 条関係)

緊急運行中における運転者及び同乗者の留意事項を定めたので厳守すること。特に対面する信号機が赤色若しくは黄色を表示している場合、又は見通しのきかない

交差点においては、必ず一時停止又は徐行をすることとしたが、危険防止の見地から、努めて一時停止を励行し、安全確認を徹底すること。

(9) 当事者の報告(第 19 条関係)

職員は、車両事故の当事者となったときは、法に定められた交通事故の場合の措置を確実に行った後、速やかに職員が所属する所属長に報告しなければならないこととしたが、私用中における物損事故のうち、簡単な修理ですむ程度の損壊であつて示談等で将来紛議を生ずるおそれがない軽微な車両事故については、所属する所属長には報告を要しないこととした。

附 則(平成 4 年 7 月 8 日例規第 74 号神務発第 938 号神防発第 528 号神地一発第 1 号)

附 則(平成 6 年 3 月 30 日例規第 15 号神企発第 164 号)

附 則(平成 7 年 3 月 24 日例規第 8 号神務発第 452 号)

附 則(平成 13 年 12 月 3 日例規第 68 号神監発第 1327 号)

附 則(平成 14 年 5 月 28 日例規第 35 号神監発第 608 号)

附 則(平成 19 年 6 月 1 日例規第 23 号神免発第 333 号神試発第 156 号神交総発第 451 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)

附 則(平成 28 年 3 月 1 日例規第 5 号神監発第 148 号)

附 則(平成 29 年 3 月 10 日例規第 8 号神免発第 184 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)